

(2) 第二章 加入及脱退

第五條 本組合加入せしむるものは本部又は支部の相當ノ手續ヲシテ承認ヲ得ルモノトス

第六條 本組合員ニテ脱退せしむるものは其理由ヲ明シテ組合員ノ承認ヲ得ルモノトス其理由又ハ本部ノ承認ヲ得ルモノトス

第四章 權利及義務

第七條 本組合員ハ九ノ權利ヲ有スルモノトス
一 相當ノ機關ヲ通シテ各部門ノ利用
ニ各役員ノ選舉及被選舉ノ權利

第八條 本組合員ハ九ノ義務ヲ負フモノトス
一 組合費ノ負担
二 規約及諸決議ノ遵守

第九條 前條ノ規定ニ違背シタルものは支部總會ノ決議ニ依リテ中央委員会ニテ除名ス

第十條 組合費ハ二年以上滞納シたるものは本部ニテ除名ス

第五章 概観
第十條 本組合ハ九ノ概観ヲ有ス

八 財務部

第十條 執行委員会前條各部門及書記會計各事務ヲ担当シ大会ニテ選出ス

第十一條 中央執行委員長ハ本組合ヲ代表シ大会及中央委員会決議ニ基キ一切事務ヲ統理ス
中央委員会ハ執行委員中央執行委員長各任期ハ次期大会迄トス補欠員ノ場合亦同シ

第十二條 執行委員及中央執行委員長ハ大会及中央委員会決議ニ依リテ選出ス

第十三條 本組合各機關ノ表決ハ凡テ多数ヲ以テ之ヲ決ス

第六章 會計

第十四條 本組合ノ通算組合費ヲ一月金支給額トス其ノ内訳ハ如シ
一 組合員常費ヲ十五銭トシ毎月支部ヨリ取
得ルモノ本部會計ニ送付ス
二 共済金ヲ十五銭トシ内支部支那ニテ保管ス

第十五條 本組合前條規定ニ基キ支部大会及中央委員会決議ニ依リテ選出ス

第十條 本組合員ハ九ノ權利ヲ有スルモノトス
一 相當ノ機關ヲ通シテ各部門ノ利用
ニ各役員ノ選舉及被選舉ノ權利

第十一條 本組合員ハ九ノ義務ヲ負フモノトス
一 組合費ノ負担
二 規約及諸決議ノ遵守

第十二條 前條ノ規定ニ違背シタルものは支部總會ノ決議ニ依リテ中央委員会ニテ除名ス

第七章 附則

第十三條 本組合規約ハ大会決議ヲ経テ之ヲ制定ス其後変更スルコトヲ得ズ

第十四條 但シ此ノ急ヲ要スル場合ハ中央委員会會議
三分之二以上ノ承認ヲ得テ変更スルモノトス
其場合ハ次期大会承認ヲ得ルモノトス

第十五條 支部規約ハ本規約ニ基キ支部ヲ於テ之
制定シ中央委員会承認ヲ得ルモノトス

第十六條 各部門規定ノ執行委員會議決ヲ以テ之ヲ
制定シ中央委員会承認ヲ得ルモノトス

第十七條 本組合中央委員会決議ハ二ノ次期

大会ニ承認ヲ得ルモノトス

二 規約改正ノ件

(本部提出)

第十八條 前條ノ規定ニ違背シタルものは支部總會ノ決議ニ依リテ中央委員会ニテ除名ス

第十九條 但シ此ノ急ヲ要スル場合ハ中央委員会會議
三分之二以上ノ承認ヲ得テ変更スルモノトス
其場合ハ次期大会承認ヲ得ルモノトス

第二十條 支部規約ハ本規約ニ基キ支部ヲ於テ之
制定シ中央委員会承認ヲ得ルモノトス

第二十一條 各部門規定ノ執行委員會議決ヲ以テ之ヲ
制定シ中央委員会承認ヲ得ルモノトス

第二十二條 本組合中央委員会決議ハ二ノ次期